

小野市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、小野市スポーツ協会（以下「本会」という。）規約第4条第13項により、小野市のスポーツ振興のため、功績顕著な個人又は団体を表彰する必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類と対象)

第2条 表彰の種類と対象は、次のとおりとする。

スポーツ奨励賞 公式大会において、優秀な成績を収めた選手上記に定める者の他、本会長が適当と認めた者

(表彰対象年度)

第3条 表彰年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(表彰の方法)

第4条 被表彰者には、本会会長が記念賞を授与するものとする。

(表彰該当者の申請)

第5条 本会に加盟している団体は、第2条に該当するものがあるときは、毎年12月31日までに、別紙様式により、本会会長あて推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 本会会長は、推薦のあった候補者を本会常務理事会に諮って内定し、本会会長が決定する。

(表彰の時期)

第7条 表彰期日は、原則2月の初旬とする。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することを適当と認められる場合は、適宜行うことができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成8年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月1日から施行する。